

富山県立中央病院医事業務委託仕様書

1 業務委託の目的

診療報酬請求その他の医事業務を、専門知識、経験及び実績を有する者に委託することにより、当該業務の円滑かつ効率的な遂行を確保し、患者サービスの向上を図るとともに、適正な診療報酬等請求業務により収益の確保を図る。

2 委託業務の基本的運用方針

- (1) 県内唯一の県立総合病院である富山県立中央病院の理念、基本方針、本県の基幹・中核病院としての役割、機能等を理解し、これらを踏まえて委託業務を遂行すること。
- (2) 医療関係法規、医療保険制度、診療報酬請求制度等を十分理解し、適切かつ確実に業務を遂行すること。
- (3) 委託契約であることを踏まえ、受託者の専門的知識、経験及び責任に基づいて業務従事者を指揮命令し、業務を遂行すること。
- (4) 富山県個人情報保護条例等に従い、個人情報を適正に取り扱うこと。
- (5) 診療費等の請求については、法令等を十分理解し、適切に行うこと。

3 病院の概要

名称	富山県立中央病院
所在地	富山県富山市西長江二丁目2番78号
病床数	許可病床数 733床(一般 665床 精神 50床 結核 16床 感染症 2床)
診療科	内科、腎臓内科、循環器内科、血液内科、呼吸器内科、消化器内科、内分泌・代謝内科、感染症内科、腫瘍内科、漢方・リウマチ科、精神科、脳神経内科、小児科、新生児科、外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、呼吸器外科、心臓血管外科、小児外科、産婦人科、皮膚科、泌尿器科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、歯科口腔外科、放射線診断科、放射線治療科、麻酔科、病理診断科、救急科、緩和ケア内科
外来診療日	月曜日～金曜日 ただし、国民の祝日に関する法律に定める休日及び年末年始(12月29日～1月3日)は休診
その他	病院概要、沿革、各種制度指定状況、届出施設基準、各科・各部概要、全館フロアマップ等は、富山県立中央病院のホームページを参照すること。 URL: https://www.tch.pref.toyama.jp/

業務概要

- ア 延患者数(令和3年度実績)
 - 入院患者数 199,254人 外来患者数 347,639人
 - 一日あたり患者数 入院 546人 外来 1,437人
 - 病床利用率 74.5%
 - 平均在院日数(一般) 10.0日
- イ 手術件数(令和3年度実績)
 - 7,645件
- ウ レセプト件数(令和3年度実績)
 - 入院 21,228件 外来 187,306件
 - 一月あたりレセプト数 入院 1,769件 外来 15,609件

4 委託業務項目

委託業務の項目は次に掲げるとおりであり、各業務の内容は別紙1「委託業務の項目及び内容」を参照すること。

(1) 中央受付業務（外来診療日のみ）

- ア 総合案内
- イ 再診予約受付・予約変更受付（来院患者）・医療相談等受付
- ウ 初診受付・地域連携受付
- エ 受診案内票渡し
- オ 保険確認・保険変更
- カ 計算受付
- キ 請求書・診療明細書整理、請求書・診療明細書渡し
- ク 入退院受付
- ケ 再診受付機に係る案内・自動精算機に係る案内
- コ マイナンバーカードに係る案内

(2) 中央受付以外の受付業務（外来診療日のみ）

- ア 診療科所管ブロック受付（1A、2A、2B、3A、3Bブロック、内科（内分泌・代謝）外来）
- イ 中央採血受付
- ウ 画像診断センター受付
- エ 内視鏡検査受付
- オ 生理機能検査受付
- カ 通院治療センター・腫瘍内科受付
- キ 放射線治療科外来受付
- ク 超音波検査受付
- ケ 予約変更受付（電話）

(3) 中央受付以外の受付業務（外来診療日にかかわらず）

- ア 入院案内
- イ 救命救急センター受付

(4) 受付以外の業務（外来診療日のみ）

- ア 外来窓口会計計算事務
- イ 救命救急センター夜間受診者計算事務
- ウ 外来請求事務
- エ 入院計算等・請求等事務
- オ 内分泌事務
- カ 中央病棟B・透析室連絡
- キ 地域連携室
- ク 手術室クラーク
- ケ 院内がん登録
- コ 診療録等管理

(5) 受付以外の業務（土曜日のみ（祝日、12月29日～1月3日を除く））

地域連携室

5 従事者

(1) 従事者の条件

- ア 業務従事者（夜間の受付業務及び外来診療日以外の受付業務に従事する者は除く。）は、下記

の試験のいずれか1つに合格した者とする。

(一財) 日本医療教育財団「医療事務技能審査試験」

(公財) 日本医療保険事務協会「診療報酬請求事務能力認定試験 医科又は歯科」

(一社) 医療秘書教育全国協議会の実施する「医療秘書技能検定2級」以上

(株) 技能認定振興協会「医療事務管理士 医科又は歯科」

イ 現場管理責任者その他の業務従事者は、別紙2「業務における必要な人員等」に沿って配置すること。

(2) 業務時間

外来診療日の午前8時30分から午後5時15分までを原則とする。

ア 入院案内は、外来診療日にかかわらず午前8時30分から午後5時15分までとする。

イ 救命救急センター受付は外来診療日にかかわらず午前8時30分から午後5時15分までとし、救命救急センター夜間受付は午後5時15分から翌午前8時30分までとする。

ウ 診療報酬請求事務に従事する者は、必要な場合は外来診療日以外も従事するものとする。

エ 地域連携室の初診紹介患者の予約業務については、外来診療日は午前8時30分から午後6時まで、土曜日(祝日、12月29日～1月3日を除く。)は午前8時30分から午後0時30分までとする。

(3) 業務従事者の指導教育

受託者は、業務従事者に対し医事業務従事者として、窓口における接遇、診療報酬請求、医事システム、電子カルテの操作、がん登録に必要な教育訓練など、各業務を遂行に必要な指導教育を実施し、医事業務の円滑な運営に支障をきたさないようにすること。

(4) 業務従事者の労務管理

ア 法令の遵守

業務従事者の労務管理及び安全衛生管理について十分な注意を払い、事故防止に努めるとともに、労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法その他の関係法令によるすべての責任を負うこと。

イ 感染対策

受託者は、業務従事者の感染症等の感染防止対策をとるものとし、業務従事者の感染症罹患が明らかになった場合は、速やかに当院に報告し、受託者の判断又は当院の規定により、業務従事制限を行うこと。

(5) 業務従事者の服装等

業務を実施するに当たっては、受託者の負担により、予め当院と協議して決定した制服及び名札を着用すること。

(6) その他

当院が業務従事者を業務遂行上不適当と認めた場合は、協議のうえ、受託者は、業務従事者の交代その他の柔軟な対応を取るものとする。

6. 業務管理

(1) 現場管理責任者等

審査結果通知後4週間以内に組織体制並びに現場管理責任者及び担当部門責任者の氏名、履歴等を示す文書(様式任意)を提出すること。内容に変更が生じた場合は、そのつど速やかに報告すること。

(2) 業務遂行計画

業務遂行計画を業務開始日の14日前までに提出すること。業務遂行計画に変更があったときは、速やかに変更後の業務遂行計画を提出すること。

(3) 業務従事者名簿及び組織図

業務従事者の氏名、性別、生年月日、住所、保有資格及び経歴、常勤・非常勤の別並びに担当業務を記載した業務従事者名簿及び組織図を業務開始日の14日前までに提出すること。その内容に変更があったときは、変更後の名簿及び組織図を速やかに提出すること。

(4) 作業マニュアルの作成

業務開始2週間前までに各業務の作業手順を示したマニュアルを作成し、提出すること。マニュアルの内容に変更が生じた場合は、そのつど変更内容を提出すること。

(5) 業務内容等の報告

ア 業務報告

毎月の業務内容等を記載した業務完了報告書を提出し、検査を受けること。業務報告書は、委託仕様書及び作業マニュアルどおりに委託業務が行われているかを点検した結果を含むものとする。

イ 研修報告

各月における研修等の実績報告書を作成し、翌月10日までに提出すること。なお、診療報酬請求事務に従事する者の研修については、研修に用いた事例及び研修の内容を示すこと。

7 業務引継

受託者が変更となる場合は、委託業務の実施に支障が生じないよう、次により引継等を行ったうえで、新旧受託者及び当院の三者により引継の完了を確認すること。

(1) 新たに受託者となる場合

ア 引継計画を策定したうえで、前受託者と十分に打ち合わせを行い、委託業務を円滑、適正、かつ、確実にこなせるよう、受託者の責任と経費負担において引継及び研修を行うこと。

イ 当院と協議のうえ、試験運用を実施すること。

ウ 引継の内容を記録し、書面により当院に提出すること。

(2) 委託契約が終了し、受託者が変更となる場合

ア 診療科、病棟毎の詳細を含む作業マニュアルを作成のうえ、当院及び次の受託者に提供したうえで、次の受託者と十分な打ち合わせを行い、委託業務が円滑、適正、かつ確実に継続できるよう引継を行うこと。また、次の受託者が行う研修に協力すること。

イ 受託期間中に発生したトラブル及びその対応並びに注意事項を記載した文書を作成し、当院及び次の受託者に提供すること。

ウ 次の受託者が行う試験運用に協力すること。

8 仕様書に定めのない事項の取扱い

仕様書に定めのない事項であっても仕様書に定める業務に当然に付随する作業であるなど、業務執行上必要と判断される事項については、委託業務の範囲内の業務として取り扱うものとする。

なお、委託業務の範囲内の業務として取り扱うかどうか不明なものについては、その都度、当院と受託者との間で協議するものとする。